

新型コロナウイルス感染症対策に関する 指定都市の権限強化、財政措置拡充等を求める件

我が国では、本年3月以降、新型コロナウイルス感染症が急速に再拡大し、「第4波」に見舞われた。4月以降、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づく三度目の「緊急事態宣言」が都道府県単位で発令されるとともに、「まん延防止等重点措置」の適用がなされ、多くの指定都市がその対象となったところである。

本市においても、本年3月からの急速な感染再拡大により、宮城県とともに独自の緊急事態宣言を行ったほか、4月5日から5月11日までの間、まん延防止等重点措置が適用されたところである。その後も、感染力の強い変異株への危機感が高まっており、リバウンド（感染再拡大）の防止のため、徹底した感染対策の更なる強化が必要な状況にある。

指定都市は、我が国の各圏域における社会経済活動の中心であるとともに、感染症対策の最前線である保健所や地方衛生研究所を有し、医療機関も集積する地域医療の拠点としての役割も担っている。そのため、指定都市やその都市圏における感染拡大防止策や経済の活性化が、我が国全体の感染拡大防止と社会経済活動の両立の成否に極めて重要である。

よって、国会及び政府におかれては、下記の事項を実施されることを強く要望する。

記

- 1 指定都市などの大都市部から感染が拡大しており、同一の道府県内においても地域によって感染状況は異なることから、早急な感染収束に向け、より集中的な対策を行えるよう、指定都市を対象とした緊急事態宣言を発出可能とすること。
- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に設けられている指定都市の権限に関する特例が特措法には設けられていないため、特措法に基づく道府県知事の権限を指定都市の市長に移譲できるようにするなど、指定都市が地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できる仕組みを構築すること。
- 3 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、地域の実情に応じて指定都市を直接交付の対象にするとともに、医療提供体制を確保するため、更なる増額や対象事業の拡充を図ること。
- 4 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を追加交付するとともに、その算定に当たっては、各都市における財政需要をより反映し、財政力にかかわらず必要な額を措置するなど、算定方法を見直すこと。また、事業者支援分については、指定都市も直接交付の対象に加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年6月23日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

内閣官房長官

まち・ひと・しごと創生担当大臣

経済再生担当大臣

様

仙台市議会議長 鈴木勇治